

令和8年度 佐伯市自転車活用推進事業業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度 佐伯市自転車活用推進事業業務委託

2. 業務場所

佐伯市一円

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4. 目的

本市の山・川・海の豊かな自然や豊富な「食」等の観光資源を活かし、サイクルツーリズム（自転車を活用した観光）の推進に関する事業を実施することにより、サイクリストを中心とした本市への誘客を図ることを目的とする。

5. 業務委託の内容

(1) サイクルロゲイニング

ア. イベントの企画立案・管理業務（司会進行含む）

市内各地にチェックポイント（山・川・海等の自然環境、地域資源、観光施設、飲食店等）を設定し、ミッションを設け、それを巡ることによりポイントを獲得でき、制限時間内に自転車で巡る観光・スポーツ要素を組合せた、参加者160名程度の自転車イベントを企画立案し、イベント全体を管理すること。

イ. 会場設営・音響業務

ウ. エントリー業務（参加費徴収業務・スポーツイベント申込サイト利用料含む）

エ. 広報業務（チラシ作成・SNS等での宣伝等）

オ. 参加賞・景品の準備

カ. イベント賠償責任保険への加入、スタッフを含めた保険加入等、大会のリスク軽減対策を講じること。

キ. イベント開催に伴う関係者等との連絡、調整及び打ち合わせ並びに記録簿等の作成

ク. イベント参加者へのアンケートの実施・集計

ケ. 実施報告書の作成・提出

(2) サイクリング情報発信

ア. インスタグラムやフェイスブックなどのSNSやサイクリング関連のホームページを活用して、本市のサイクルツーリズムに関する情報発信や更新を行う。

情報発信の方法は委託者と協議すること。

イ. 実施報告書の作成・提出

(3) ライドイベント

- ア. 1回の参加者が概ね20名程度の自転車イベントの企画立案・管理業務を年4回行う
- イ. エントリー業務（参加費徴収業務含む）
- ウ. 広報業務（チラシ作成・SNS等での宣伝等）
- エ. エイドステーションで提供する飲食物の準備（1回のイベントで概ね2か所程度）
- オ. イベント参加者への昼食の準備
- カ. イベント賠償責任保険への加入、スタッフを含めた保険加入等、大会のリスク軽減対策を講じること。
- キ. イベント参加者へのアンケートの実施・集計
- ク. 実施報告書の作成・提出

8 成果報告書の提出について

(1) 成果報告書

受託者は、本業務の成果について「成果報告書」を作成し、令和9年3月31日までに書面及び電子データで、以下の成果品を添えて本市に提出するものとする。なお、成果報告書に関する著作権等全ての権利は本市に帰属するものとし、受託者は本市の承認を得ずに第三者に成果報告書（バックデータ含む）を提供してはならないものとする。

ア 業務実績報告書

イ アンケート調査結果報告書

(2) 納入場所

佐伯市商工観光部観光課

(3) 納入期限

令和9年3月31日（水）

9 再委託の禁止

再委託は原則認めないものとする。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

10 その他

- (1) 本市と十分な協議の上、本業務を実施すること。
- (2) 参加者から徴収した参加費は、本事業に充てること。
- (3) 自然災害等、又は、委託者・受託者の都合で事業の一部又は全部を実施できない場合は、契約金額の変更を行う。
- (4) この仕様書は概略を示すものであり、本仕様書に明記していない事項であっても目的遂行上当然に必要と認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。
- (5) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏洩をしてはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等を遵守しなければならない。

(7) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上決定する。

11 問い合わせ先

佐伯市商工観光部 観光課

TEL 0972-22-4071 (直通) e-mail tourism@city.saiki.lg.jp